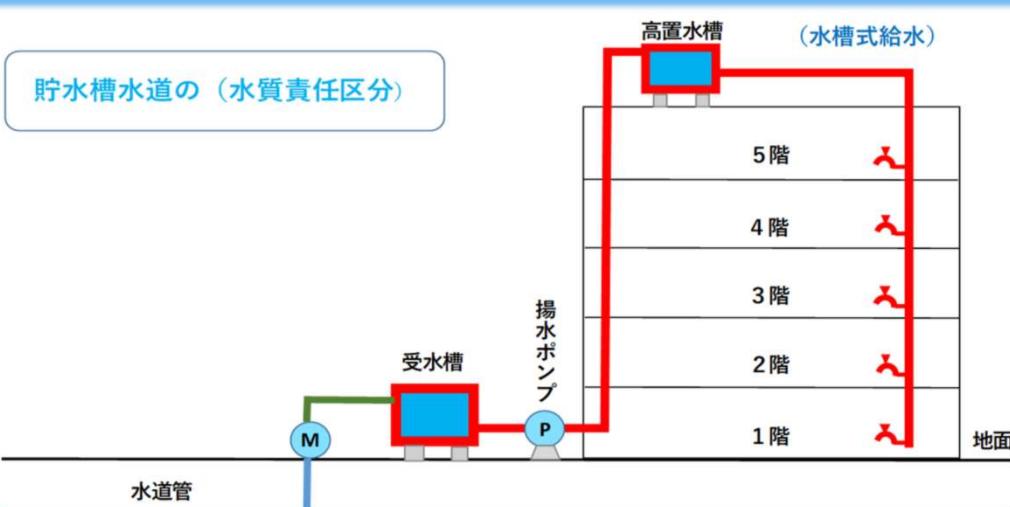


行橋市からのお願い

貯水槽水道の管理責任は設置者です。



- 【青色の部分】上水道事業者の責任範囲
- 【緑色の部分】給水管の管理は設置者、水質の管理は水道事業者
- 【赤色の部分】設置者の責任範囲（貯水槽水道）

※ 貯水槽を設置した建物の場合、受水槽に入るまでの水質については市（水道課）が管理しますが、受水槽から先は、貯水槽設置者（所有者）が管理しなければなりません。

貯水槽水道の種類

貯水槽水道には、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道があります。

- ・簡易専用水道
貯水槽の有効容量の合計が10（m³）を超えるもので、専用水道以外の水道施設
- ・小規模貯水槽水道
貯水槽の有効容量の合計が10（m³）以下の水道施設

貯水槽の清掃や点検について

貯水槽水道の設置者は、貯水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行ってください。

また、毎年1回以上定期に登録を受けた水質検査機関の検査を受けてください。

貯水槽設備の日常点検ポイント

調査内容	チェックポイント
水槽周囲の状態	<ul style="list-style-type: none">・清掃で、ゴミ汚物等が置かれていないか。・たまり水、湧水がないか。
水槽本体の状態	<ul style="list-style-type: none">・亀裂、すき間、漏水箇所がないか。
水槽上部の状態	<ul style="list-style-type: none">・汚染物質（油、洗剤など）、不要な物が置かれていないか。
マンホールの状態	<ul style="list-style-type: none">・10センチメートル以上の立ち上がりがあるか。・蓋にカギがついているか。・内側に防水パッキンがあり密閉状態は良いか。
オーバーフロー管の状態	<ul style="list-style-type: none">・管末に防虫網があるか、破れていないか。・排水管流入口との間隔（排水口空間）は十分か。
通気管の状態	<ul style="list-style-type: none">・管末に防虫網があるか、破れていないか。
水抜管の状態	<ul style="list-style-type: none">・排水管流入口との間隔は十分か。

水質異常や検査での不備は

清掃の未実施により貯水槽内に鉄サビや汚れが生じて健康を害するおそれがあります。

貯水槽水道の汚染が判明した場合や水が人の健康を害するおそれがある場合は、ただちに給水を停止して、利用者に知らせるとともに、所管の保健所へ連絡してください。また、検査の結果、貯水槽に不備があれば早急に改善してください。



貯水槽水道は衛生確保の観点から、水道法に基づき条例により衛生管理の指導をしていくことになっております。

行橋市上水道課上水道係 TEL (0930-25-1111) 内線1267